

川内原発の1、2号機の再稼働にあたっては原発から30キロ圏内の  
始良市に地元同意を求める意見書

川内原発は、1号機が10月から定期検査に入り、12月8日に運転を再開しました。また、2号機は12月16日から約3か月の予定で定期検査入りし、現在、原子炉が一時停止している状態です。

国は「原子力災害対策特別措置法」に基づき制定された「原子力災害対策指針」で、原発から概ね30キロ圏内の自治体に避難計画を義務付けており、これに立地自治体であるかどうかの区別はありません。

川内原発の再稼働にあたっては、30キロ圏の始良市を同意を得るべき「地元」と位置づけ、地元自治体の意見を十分に尊重し、同意を得られることを鹿児島県知事に対して求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年12月19日

始良市議会議長 湯之原 一郎

鹿児島県知事 三反園 訓 殿